

区のおしらせ

No. 209



2,000人が力強くラジオ体操

神田神社で大東京祭のラジオ体操

全都民がラジオ体操に親しみ、丈夫な身体をつくろうと、10月1日の「都民の日」に午前6時20分から、神田神社境内で“大東京祭のラジオ体操”が行なわれました。朝早くから子どもたち、おとしより、サラリーマンなど続々と集り、他区からもラジオ体操連盟の代表者などやって来て、約2,000名のひとたちが境内を埋めつくしました。ラジオ体操ではおなじみのNHKの紅林さんが指導にあたり、東都知事、遠山区長もまじって、朝のすがすがしい空気を胸いっぱい、リズムにあわせて力強く手足を曲げたり、伸ばしたりしていました。

第三回区議会定例会

40年度一般会計補正予算など提出

第三回区議会定例会が9月27日から開かれました。
この定例会には、40年度の一般会計補正予算など三件が提出され、さらに10月1日継続会では、教育委員の任命の同意など三件が追加提案されました。

区議会の活動状況

第三回区議会定例会
9月27日午後1時から議事堂で
第三回区議会定例会継続会
10月1日午後1時から議事堂で
区民厚生委員会
9月29日午前10時から第一議員控室
建設委員会
9月30日午前10時から第一議員控室
文教委員会
9月28日午前10時から第一議員控室

控室で
交通対策特別委員会
10月1日午前11時から第一議員控室で
予算特別委員会
10月2日・4日、それぞれ午前10時から第一議員控室で
交通安全対策協議会を設置
区では、このほど交通安全対策協議会を設置しました。

この協議会は、ますます激しくなる昨今の交通事情、とくに都心に
ある本区の特長性を十分考え、安全な交通をどのようにして行なうか関係行政機関が密接に連絡しあい、その対策を考え、実施する機会です。
同会は、9月25日からはじまった秋の交通安全運動期間中の重点目標として、「道路の不正使用の禁止」を追加して、活動をはじめました。

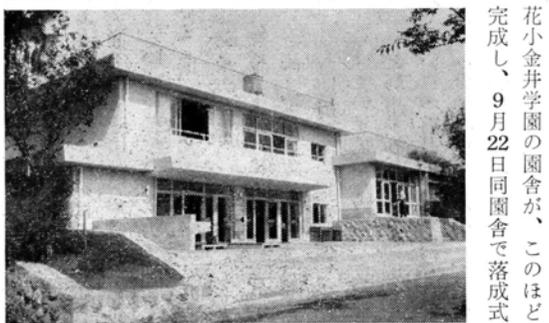
行政委員会

大橋教育委再任される
大橋教育委員は、10月1日の区議会継続会で任命の同意がされ
10月1日付けで再任されました
選管委員長交わる(10月2日付)
新 金丸孝義
旧 直江甲子三郎

あなたの胸の赤い羽根はあなたの善意です

10月1日～31日 赤い羽根共同募金運動

花小金井学園の園舎完成



花小金井学園園舎

花小金井学園の園舎が、このほど完成し、9月22日同園舎で落成式が行なわれ、区長をはじめ区議員、各種行政委員小・中学校長など約百名が式に参加、園舎の完成を祝いました。

この園舎は、いままでの木造平屋の建物が老朽化したので、本年3月から鉄筋コンクリート造、二階建てに改築工事をはじめていました。一階は三百七平方メートル、休憩室、ロッカー、食堂、調理室、浴室、シャワー室があり、二階は百四十二平方メートル、十五畳の和室が二室ホールがあり、約五十名が宿泊できます。

営業・設備資金をお貸しします

区では、区内に店舗または工場をもつていて、同じ場所同じ事業を満二年以上経営している中小企業者を対象に、営業資金と設備資金をお貸しします。

保証人一名以上
必要な書類
営業資金は前年度までの特別区民税または事業税の完納を証明する書類
設備資金は見積書、設計図、仕様書、平面略図をそれぞれ二部づつと、前年度までの特別区民税または、事業税の完納を証明する書類

営業資金 一件四十万円以内
設備資金(店舗改修や工場設備資金) 一件六十万円以内
利率 ともに日歩二銭五厘
保証人 区内に住んでいる確実な
申込み 10月1日から
設備資金 貸付中

法律・人権移動相談を ご利用ください

区では、10月18日から11月5日までの毎週月・金曜日に、各区民館を巡回する法律・人権移動相談を開きます。

法律のこと、身上のことでお困りの方は、どんな小さな問題でも結構です。お気軽においでください。ご相談のお相手は、弁護士と人権擁護委員の先生方です。

- 10月18日 万世橋区民館
- 10月22日 番町区民館
- 10月25日 神田公園区民館
- 10月29日 富士見町区民館
- 11月1日 和泉橋区民館
- 11月5日 神保町区民館

婦人学級で学びましょう

期日 10月19日、26日、11月2日、10日、16日、25日、30日
それぞれ午後2時から4時まで
11月30日は午後6時から

日から六カ月据え置き
利率 日歩一銭
保証人 一名
申込み 10月11日から10月27日まで

音楽隊パレード

10月16日午後2時30分から4時まで
須田町一神保町一靖国神社のコースを
海洋少年団、区立中学校、消防庁の音楽隊がパレードします。

菊花大会

10月16日～11月15日の午前9時～午後5時 靖国神社境内で。

植木市

10月15日～10月24日の午前9時～午後8時 靖国神社境内で。

区民大会

10月17日午前9時～午後3時 外濠公園総合グラウンドで。

皇居参観と説明会

10月18日午前10時～正午約三百名が参加。

雅楽観賞会

10月19日・20日の午後6時～8時 千代田区公会堂で。

民踊のつどい

10月19日・20日午後6時～9時 靖国神社境内で。

吹奏楽演奏会

10月20日午後5時～8時 靖国神社能楽堂で。

商店街大売出し

10月6日～15日 百円お買い上げごとに、日劇招待券が一万名に当たる三角くじがもらえます

対象 神保町、神田公園地区の婦人、

学習内容 身近な法律、時事問題
精神衛生、エチケット、生活設計、映画フォーラムなど
学習方法 講師のお話をきいたのち、質問をかわしながら話し合いをします。

会場 神保町区民館、神田公園区民館、商工青少年ホール、錦華小。
申込み、区教委社会教育課へ申込んでください。定員になり次第メ切りです。

町会だより

町会長交わる
多町二丁目町会長 新 小林 泰氏(神田多町二丁目) 電話四三四五一
旧 大塚紋太郎氏
町会名交わる
▽新 外神田三丁目金沢会
旧 金沢町町会
▽新 外神田二丁目松住会
旧 松住町町会

で、厚生部厚生課厚生係へ申込んでください。
くわしいことは、厚生部厚生課厚生係へお問合せください。



箱根の仙石荘を

ご利用ください

区立仙石荘は、箱根仙石高原の高台、姥子温泉にほど近いところにあります。とくに秋は、富士山、大涌谷、金時山を一望にながめられる絶好の機会です。どうぞ、ご利用ください。

申込み

資格者 区内に住んでいるひと
方法 使用する日の一カ月前から
区民部区民課振興係で受付けています。ただし、土曜日を利用するときは、利用したい日の前月の1日午前9時から受付けます。利用したいひとが多いときは、抽せんで行います。

使用料

一人 六百五十円(二食付)

国保の無料健康相談

区では、区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力により、国民健康保険にはいっているかたがたを対象に、次のとおり無料健康相談を行います。

期間 10月11日～10月16日

相談の範囲

内科、外科、耳鼻科、眼科、歯科などのほか薬のこと。

場所 区内の保険診療取扱い医療機関と薬局

時間 診療時間中ならいつでも

費用 相談は一切無料です。ただし特に診療を申出された場合は保険診療のあつかいになります。なお、被保険者のみなさんに、区から無料相談券を送りましたからご利用ください。

戦没者の妻の方へ

区では、生活に困っている戦没者の妻に対して、国庫債券の買上償還の証明をします。買上げ償還の対象被保護世帯が要保護世帯受付け期間

10月1日から受付けています。ただし、資金割当て枠に達しませんでしたと切り替えます。

買上げ価格

十万円
買上げ機関

郵便局、日本銀行国債代理店
手続き

福祉事務所に、国債、お米の通帳、収入を証明するものとはんこをもって行って、手続きをしてください。

10月の老人のつどい

14日 いこいの家II神保町出張所
管内のおとしより

16日 いこいの家II神田公園出張所
所管内のおとしより

19日 万世橋区民館

22日 和泉橋区民館

時間は、それぞれ午後1時から4時まで

児童図書懇話会

10月26日午後2時から千代田図書館児童室で
テーマ 「こどもの道徳教育について」

講師 教育大学教授 大島康正氏

区民ハイキングと

スキヤキ会

11月3日埼玉県二本木峠で(集合は午前6時30分区役所前)

参加資格 区内に住んでいるか、勤めているひと

参加料 六百五十円
定員 百名

申込み 10月20日までに区教委体育係へ申込んでください。定員になり次第メ切りです。

赤ちゃんの

予防接種をお忘れなく

保健所では、赤ちゃんの健康を守るため、種痘、ジフテリア、百日せき、小児マヒなどの予防接種を行なっています。予防接種をしなければならぬ赤ちゃんの保護者のみなさんには、すでに通知してありますので、通知を受けた保護者の方は、必ず赤ちゃんの予防接種をすませるようお願いいたします。

工事たより

アスファルトコンクリート被覆舗装工事

▽永田町二丁目五番地先から七番地先までの約二百三十戸。

▽内幸町二丁目四番地先から十六番地先までの約二百六十戸。

▽東神田一の六の七先約百三十戸

▽元久右エ門町一丁目八番地先から同町二丁目十番地先までの約二百二十戸。

工期はいずれも9月下旬から10月中旬まで。夜間工事のため、交通制限はありません。

区民のつどい

厚生年金に加入するには

問 私は、建築業を営んでいますが、いままでも十数年間、某建築組合に加入し、厚生年金保険料を納めてきましたが、都合により脱退しました。

答 厚生年金保険から脱退したときは、すぐに国民年金に加入しなければなりません。この場合両方の被保険者期間をあわせて二十五年以上になるときは、通算老年金を受けることとなります。そして、国民年金の保険料は、加入の月から納めます。加入手続きは、はんこをもって厚生部国民年金課適用係へおいでください。